



令和6年度（2024年度）

障害福祉サービス等制度改正について

【訓練系サービス編】

【対象サービス】

- ・ 自立訓練（機能訓練）
- ・ 自立訓練（生活訓練）



1. この動画の目的

2. 令和6年度 主な制度改革事項について



1. この動画の目的について

令和6年度障害福祉サービス等制度改正

令和6年4月1日

・ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（処遇改善加算等関連は令和6年6月1日、就労選択支援に関する改定事項については令和7年10月1日にそれぞれ施行。）

・ 八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 施行



この動画の目的について

指導・監査

法令等で定める指定基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導、是正の措置を講ずることにより、**サービス内容の質の確保**及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、本市における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。



障害福祉サービス事業者等に対し、改正基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知することが、障害者（児）福祉の増進のために必要と考え、こちらの動画を作成いたしました。



2. 令和6年度 主な制度改革事項について

制度改正事項

①福祉・介護職員等処遇改善加算について

②地域生活支援拠点等の機能の充実

③強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

④視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充

⑤意思決定支援の推進

⑥障害者虐待の防止・権利擁護

⑦高次脳機能障害者の受け入れに対する報酬上の評価

⑧業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

⑨情報公表未報告の事業所への対応

⑩自立訓練における支援の実態に応じた報酬の見直し

⑪地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実

⑫その他

①福祉・介護職員等処遇改善加算について

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算
- ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- ・福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

サービス区分	I	II	III	IV
自立訓練(機能訓練)	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
自立訓練(生活訓練)	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%



新加算 (福祉・ 介護職員等 処遇改善加算)	I	新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(生活介護の場合、介護福祉士25%以上等)
	II	新加算(III)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】(令和7年度) ・ ダブルプゴとの配分ルール【撤廃】
	III	新加算(IV)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
	IV	・ 新加算(IV)の1/2(2.7%)以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】(令和7年度) ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等

②地域生活支援拠点等の機能の充実

○ 緊急時の対応や施設、病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

○ 平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急時の受け入れについて評価する。

<<緊急時受入加算【新設】>> 100単位／日

地域生活支援拠点等で、平時からの連携調整に従事する者を配置する事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間支援を行った場合に加算する。

○ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整従事者の配置が要件化。

<<障害福祉サービスの体験利用支援加算の見直し>>

[令和5年度以前]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1日につき50単位を加算する。

[令和6年度以降]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1日につき50単位を加算する。

③強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実



○広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を通じて環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。**※期間は3か月を限度**

<<集中的支援加算【新設】>> 1000単位／回

強度行動障害を有する障害者等の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定自立訓練事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

④視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充



○視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所等において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所等を更に評価する。

[令和6年度以降]

● 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51単位／日

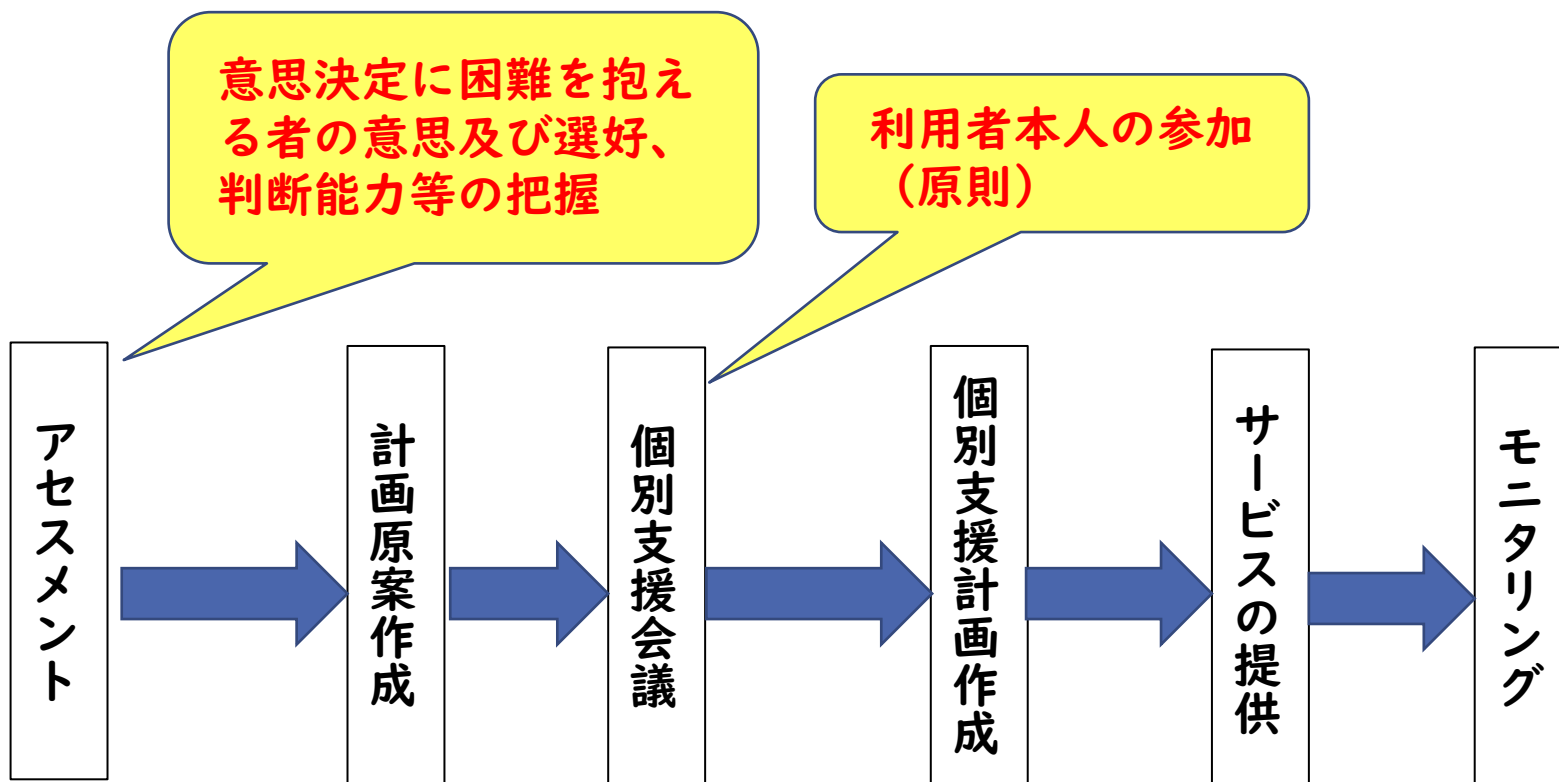
視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除して得た数以上配置していること。

● 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41単位／日

視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除して得た数以上配置していること。

⑤意思決定支援の推進

(参考) 障害者の意思決定支援のプロセス





⑥障害者虐待の防止・権利擁護

○障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の１％を減算）を創設。

虐待防止措置

- ①虐待防止委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底
- ②従業者に対し、虐待防止研修の定期的な実施
- ③上記措置を適切に実施するための担当者の配置

○ 身体拘束廃止未実施減算の減算額を５単位から所定単位数の１％に見直す。
（宿泊型自立訓練については、所定単位数の１０％に引き上げる。）

○本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供に関する本人の意向を把握し、その意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を明確化。

⑦高次脳機能障害者の受け入れに対する報酬上の評価



- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等の評価する。

<<高次脳機能障害者支援体制加算>> 【新設】 4単位／日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を、事業所等に利用者数を50で除して得た数以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

⑧業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

○業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

<<業務継続計画未策定減算>>【新設】

以下の基準に適用していない場合、所定単位数の1%を減算する。（宿泊型自立訓練については、所定単位数の3%を減算する。）

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」を策定している場合、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

⑨情報公表未報告の事業所への対応



○障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。

<<情報公表未報告減算>>【新設】

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の5%を減算する。

（宿泊型自立訓練については、所定単位数の10%を減算する。）

○都道府県知事（中核市にあっては、当該中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

⑩自立訓練における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 食事提供体制加算の見直し

- 食事提供体制加算について栄養面を評価しつつ経過措置を令和9年3月31日まで延長。要件が新たに追加され、①管理栄養士等が献立作成に関与又は献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重又はBMIの記録を行った場合に、所定単位数（通所系：30単位／日　　宿泊型自立訓練：48単位／日）を加算。

② 送迎加算の見直し

- 障害者支援施設と隣接していない生活介護事業所等を利用する施設入所者についても送迎加算を算定可能とする。

③ 日中支援加算の見直し（宿泊型自立訓練）

[令和5年度以前]

支援の3日目から算定可

[令和6年度以降]

支援の初日から算定可

⑪地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実

①社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価

（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

機能訓練

<<リハビリテーション加算（Ⅰ）の見直し>> 48単位／日

＊頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した

場合

生活訓練

<<個別計画訓練支援加算（Ⅰ）の見直し>> 47単位／日

＊現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

②ピアサポートの専門性の評価

（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

＜＜ピアサポート実施加算【新設】＞＞ 100単位／月

各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、ピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

※ 障害者ピアサポート研修（基礎研修・専門研修）を修了した障害者等を2名以上配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

⑫その他



○経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

→令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて（別紙Ⅰ）参照

○各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業者等にも交付しなければならないこととする。

○人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下のとおり見直す。

・「常勤」及び「常勤換算方法」計算に当たり、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で「常勤（常勤換算計算上「1」）」として扱うことを認める。

○複数の障害を有する障害者が、各障害の特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることの効果が具体的に見込まれる場合であり、かつ、市町村の個別審査を経て必要性が認められた場合、標準利用期間を超えた最大1年間の更新に加え、さらに最大1年間（1回）の更新が可能となるように支給決定事務処理要領を見直す。（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

各項目の参考資料 《市HPに掲載されています》



●令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

●令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html



こちらの動画は以上で終了です。
ご視聴ありがとうございました。

今後も法令等を踏まえた事業所
の運営をよろしくお願いいたします。